

「死亡届を出されたご遺族の方へ」

おくやみ ハンドブック



ご遺族の方へ

この度は大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、葬儀が終わったのちも、年金や保険等、さまざまな申請や届出等の手続きが生じるかと存じます。

台東区では、こうしたご遺族の負担を軽減するため、区役所又は関係機関での各種手続きに関する「おくやみハンドブック」を作成しましたので、ぜひご活用ください。皆様のお手続きに少しでもお役に立てることを願っております。

なお、これらのご案内は、亡くなられた方が「台東区」に住民登録されている場合を対象としております。「台東区以外」に住民登録されている方は、住民登録地の区市町村及び関係機関にお問い合わせください。

目次

おくやみコーナーのご案内	P3
1. 施設ガイド	P4
2. 亡くなられたあとの主な流れ	P5
3. 手続きにお持ちいただくもの	P6
4. 手続きについて	
① 手続き一覧・チェックリスト	P7~8
② 区役所及び関連する手続き	P9~30
③ その他の問い合わせ先	P31
5. 相続について	P33~34
6. 戸籍謄本・住民票（除票）について	P35~41
7. 法定相続情報証明制度について	P42~43

手続きサポートアシスタントもご活用ください。



おくやみコーナー（予約制）のご案内

台東区では、死亡届提出後の手続きのご案内や受付を行う「おくやみコーナー（事前予約制）」を実施しています。

このハンドブックの内容を確認いただき、直接各窓口で手続きいただくことも可能です。

おくやみコーナーでできること

- ◆故人に関するご遺族の必要な行政手続きや窓口をご案内します。
- ◆一部の手続きについて証書等の預かりや申請書等の作成補助・受付ができます。

ご利用にあたって

- ◆ご利用は、亡くなられた方の住民登録が台東区の場合に限ります。
- ◆ご予約が可能となるのは、死亡届提出または葬儀の後、2週間経過後となります。
- ◆死亡届をご提出されてから戸籍や住民票に死亡の事実が記載されるまで、お日にちがかかります。（詳しくはP35をご確認ください。）
ご利用日が近くなっても、住民票等に死亡の記載が完了していない場合、申請書の受付等の一部のサービスをご提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆手続きの内容によっては、ご自身で各担当窓口にて手続きを行っていただく場合があります。
- ◆予約の受付が完了しましたら、受付完了メールを送信します。
メールの受信拒否設定をされている場合は、「@logoform.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

予約時にお伺いすること

- ◆亡くなられた方について
氏名、フリガナ、住所、性別、生年月日、死亡届提出日または葬儀の日、死亡届の提出先自治体（分かる場合）
- ◆来庁される方について
氏名、フリガナ、住所、連絡先電話番号、生年月日、亡くなられた方から見た続柄
- ◆申し込みされる方について
氏名、フリガナ、連絡先電話番号、亡くなられた方から見た続柄

Web予約



または

台東区 おくやみコーナー

検索

相談時間

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 9:00～10:00 | ② 10:30～11:30 |
| ③ 13:30～14:30 | ④ 15:00～16:00 |

（事前予約制）

●対応曜日：火 木 金

※実施場所は、予約者に個別にご案内いたします。

電話予約

03-5246-1369

※受付時間：平日の8:30～17:15

「おくやみコーナー予約の件」とお伝えください。

※おくやみコーナー対応業務はP7,8をご確認ください。

台東区庁舎（区役所）

▶所在地

〒110-8615 台東区東上野 4-5-6
TEL.03-5246-1111 (代表)

▶交通

【区役所】

JR上野駅下車 徒歩8分
東京メトロ日比谷線上野駅下車 徒歩5分
東京メトロ銀座線稲荷町駅下車 徒歩5分
都営バス「下谷神社前」下車 徒歩2分
南めぐりん 20・34番停留所「台東区役所」
東西めぐりん 1・25番停留所「台東区役所」
ぐるーりめぐりん 31番停留所「台東区役所」

【保健所（台東区東上野4-22-8）】

JR上野駅下車 徒歩8分
東京メトロ日比谷線上野駅下車 徒歩10分
東京メトロ銀座線稲荷町駅下車 徒歩10分

案内図



▶開庁時間

8時30分～17時15分 ※ただし水曜日は一部19時まで窓口延長を実施しております。
※第2日曜日は、9時から17時まで一部開庁しております。

▶区役所窓口案内

10階	1001会議室 1002会議室 1003会議室 1004会議室 危機・災害対策課 屋上ガーデン入口 研修室 1005会議室	 AED
9階	産業振興課 文化振興課 観光課 都市交流課 国際交流担当 世界遺産担当 監査事務局 暮らしの相談課(消費生活センター) 選挙管理委員会事務局(総務課調査統計係) 901会議室	AED
8階	情報システム課 情報政策課 801会議室 802会議室 区議会議場	
7階	議会第三会議室 議会第二会議室 第一応接室 区議会事務局 議会第一会議室 議会各会派控室 第二応接室 第三応接室	
6階	601会議室 児童・青少年育成課 子育て支援課 保育課 学務課 教育委員会相談室 教育委員会室 清掃リサイクル課 環境課 こども政策課 (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当 指導課 教育改革担当 庶務課 教育施設担当	 AED
5階	地域整備第三課 地域整備第二課 地域整備第一課 公園課 土木課 交通対策課 道路管理課 都市計画課 施設課 住宅課 建築課	
4階	402会議室 財政課 用地・施設活用課 清川二丁目プロジェクト推進課 経営改革担当 企画課 405会議室 401会議室 403会議室 404会議室 経理課 人事課 人材育成担当 生活安全推進課 総務課 庁議室	
3階	区政情報コーナー 人権・多様性推進課 福祉課 健康課 区民課 国民年金係 302会議室 301会議室 広報課 収納課 税務課	
2階	就労支援コーナーたいとう 保護課 自立支援担当 介護予防担当(高齢福祉課) 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 国民健康保険課	 AED
1階	戸籍住民サービス課 総合案内 会計課 銀行派出所 暮らしの相談課(区民相談室) 台東アートギャラリー SHOPたいとう 交通事故相談所 101会議室	 AED
B1階	駐車場 食堂 駐車場管理室	

亡くなられたあとの主な流れ

ここに記載されている届出・手続きには、区役所以外で行うものも含まれています。
7ページ以降に詳しく掲載しておりますので、併せてご確認ください。

届出・手続き

7
日
以
内

- ◆ 死亡届の提出（火葬許可証の交付）

す
み
や
か
に

- ◆ 高齢者民間緊急通報システムの利用廃止
- ◆ 高齢者位置確認システムの利用取消
- ◆ 児童手当等の請求の手続き

14
日
以
内

- ◆ 世帯主変更の手続き
- ◆ 年金関係の手続き（年金により手続期限が異なります。）
- ◆ 公共料金などの契約変更や解約

3
ヶ
月
以
内

- ◆ 住民税の確認・届出
- ◆ 遺言書や相続人、相続財産の確認
- ◆ 相続放棄・限定承認

4
ヶ
月
以
内

- ◆ 所得税の準確定申告
（亡くなられた方の収入に対する確定申告）

10
ヶ
月
以
内

- ◆ 遺産分割協議
- ◆ 相続税の申告・納付
- ◆ 預貯金等の名義変更

2
年
以
内

- ◆ 葬祭費や高額療養費等の申請

主な書類等を記載しております。
手続きによって異なりますので、詳細は次ページ以降の
「必要なもの」をご参照ください。

1 来庁される方の主な持ち物

- 本人確認書類
 - 1点で本人確認ができる書類（顔写真付きのもの）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、身体障害者手帳 等
 - 2点で本人確認ができる書類
健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、生活保護受給証明書 等
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 振込先口座がわかるもの（通帳のコピー、キャッシュカード等）
- 会葬礼状、葬儀の領収書 等
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
来庁される方と亡くなられた方との関係確認のために必要となる場合があります。
- 委任状（代理人がお手続きする場合）

2 亡くなられた方の主な持ち物

- マイナンバーカード、または個人番号通知カード

参考 以下のものは、次ページ以降をご確認し、必要なものをお持ちください。

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書
- 身体障害者手帳等の各種手帳
- 国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認書、介護保険等の被保険者証
- 受給者証や医療証、医療券
- その他、台東区から交付・貸与されたもので、ご不明な点があるもの

1 手続き一覧・チェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続き名	該当	担当	おくやみコーナーでの対応	ページ番号
住民登録	世帯主である	世帯主変更	☐	戸籍住民サービス課	○	9
	印鑑登録証を持っている	印鑑登録証の破棄	☐		—	9
	マイナンバーカードを持っている	マイナンバーカードの返納	☐		—	9
健康保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険資格確認書等の返却・世帯主変更時の書替	☐	国民健康保険課	○	11
		国民健康保険葬祭費の支給	☐		○	11
	国民健康保険料に未納がある	国民健康保険料の納付	☐		該当の確認	11
	国民健康保険高額療養費に未支給がある	国民健康保険高額療養費の申請	☐			11
	後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療資格確認書の返却	☐		○	12
		後期高齢者医療制度葬祭費の支給	☐		○	12
		送付先変更の届出	☐		○	12
	後期高齢者医療保険料に未納がある	後期高齢者医療保険料の納付	☐		該当の確認	12
	後期高齢者医療高額療養費・高額介護合算療養費に未支給がある	高額療養費の申請 高額介護合算療養費の申請	☐			13
介護保険	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)及び要介護・要支援認定を受けている第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)である	介護保険被保険者証等の返却	☐	介護保険課	○	14
		送付先変更の届出	☐		○	14
	介護保険料に未納がある	介護保険料の納付	☐		該当の確認	14
	高額介護(予防)サービス費等に未支給がある	高額介護(予防)サービス費等の支給申請	☐			14
福祉	高齢者福祉サービスを利用している	高齢者福祉サービスの廃止	☐	高齢福祉課	—	15
	高齢者民間緊急通報システムを利用している(※)	高齢者民間緊急通報システムの利用廃止	☐		該当の確認	15
	高齢者位置確認システムを利用している(※)	高齢者位置確認システムの利用取消	☐	介護予防担当	該当の確認	15
	身体障害者手帳を持っている	身体障害者手帳の返還	☐	障害福祉課	○	15
	愛の手帳を持っている	愛の手帳の返還	☐		○	16
	福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証を持っている	福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証の返還	☐		○	16
	マル障受給者証・自立支援医療受給者証(更生医療)を持っている	マル障受給者証・自立支援医療受給者証(更生医療)の返還	☐		○	16
	福祉タクシー券の交付を受けている	未使用タクシー券の返還	☐		○	16

・おくやみコーナーの案内はP3をご確認ください。

区分	亡くなられた方についてのご確認	手 続 き 名	該 当	担 当	おくやみコーナ- での対応	ページ 番号
福 祉	心身障害者福祉手当・特別障害者 手当・障害児福祉手当・難病患者 福祉手当・自動車燃料費助成を 受給している	異動届の提出	☐	障害福祉課	○	17 18
	その他障害者向けサービスを 受けている	変更届の提出	☐		該当の確認	18
	自立支援医療受給者証(精神通院) 精神障害者保健福祉手帳を持っ ている	自立支援医療受給者証(精神通 院)・精神障害者保健福祉手帳 の返却	☐	保健予防課	該当の確認	18
	福祉サービス受給者証・マル障 受給者証等を持っている	福祉サービス受給者証・マル障 受給者証等の返却	☐			18
税 金	住民税が課税されている	住民税の相続(承継)の手続き	☐	税務課	—	20
	住民税、軽自動車税が未納と なっている	住民税、軽自動車税の納付 (未納がある場合)	☐	収納課		20
	125cc 以下のバイク・小型特殊 自動車を持っている	廃車・名義変更等の手続き	☐	税務課	該当の確認	20
年 金	年金を受給していたかわからない	年金受給状況の確認	☐	上野年金事務所	—	21
	年金を受給せずに亡くなられた	年金を受給せずに 亡くなられた方の手続き	☐	上野年金事務所 区民課国民年金係		21
	年金を受給していて亡くなられた	年金を受給してい て亡くなられた方の手続き	☐			21
	厚生年金・共済年金について	厚生年金・共済年金全般の 確認	☐	上野年金事務所 各共済組合		21
そ の 他	区民葬儀を希望する	区民葬儀券の請求	☐	福祉課	—	22
	区民葬儀券を利用して火葬した	区民葬儀助成金の請求	☐		—	22
	犯罪被害者である	犯罪被害者等支援のご案内	☐	犯罪被害者等支援総合的対応窓口 (台東区人権・多様性推進課)	—	22
住 宅	都営住宅に住んでいる	世帯員の変更届	☐	東京都住宅供給公社 お客さまセンター	—	24
	高齢者住宅(シルバーピア)に 住んでいる	高齢者住宅の返還 使用承継許可の申請	☐	住宅課	該当の確認	24
	従前居住者用住宅(コンフォ- ル根岸)に住んでいる	従前居住者用住宅の返還 使用権承継許可の申請 世帯主の変更届	☐			24
児 童 育 児	児童手当の支給対象児または 受給者である(※)	児童手当の消滅届の提出／ 新たに受給者となる方の申請書 の提出	☐	子育て支援課	—	26
	児童扶養手当の支給対象児 または受給者である(※)	児童扶養手当の消滅届の提出／ 新たに受給者となる方の申請書 の提出	☐			26
	児童育成手当の支給対象児 または受給者である(※)	児童育成手当の消滅届の提出／ 新たに受給者となる方の申請書 の提出	☐			26
	特別児童扶養手当の支給対象児 または受給者である(※)	特別児童扶養手当の資格喪失 届の提出／新たに受給者とな る方の申請書の提出	☐			26
	子ども医療費助成の支給対象児 または受給者である(※)	子ども医療費助成の消滅届の 提出／新たに受給者となる方 の申請書の提出	☐			27
	ひとり親家庭等医療費助成の 支給対象児または受給者である(※)	ひとり親家庭等医療費助成の 消滅届の提出／新たに受給者 となる方の申請書の提出	☐			27
そ の 他	医師・歯科医師・臨床検査技師・ 衛生検査技師・診療放射線技師・ 理学療法士・作業療法士・視能訓 練士・保健師・助産師・看護師・ 准看護師・薬剤師の免許証を 持っている	籍(名簿)登録抹消(消除) の申請	☐	生活衛生課	該当の確認	29

(※)はすみやかに担当へご連絡ください。

2 区役所及び関連する手続き

住民登録に関する手続き

1 世帯主変更

亡くなられた方が世帯主で、世帯主以外にその世帯に15歳以上の方が2名以上いらっしゃる場合は、世帯主変更の届出をしてください。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 委任状
(届出人が亡くなられた方と別世帯の場合)

受付窓口

- 戸籍住民サービス課 ☎03-5246-1164
- 各区民事務所・分室

期日

- 亡くなられた日から14日以内

2 印鑑登録証の破棄

死亡届が出されて住民票が削除されると印鑑登録も自動的に廃止になります。印鑑登録証はハサミで裁断し破棄してください。

外国籍の方の死亡届

死亡の日から14日以内に、在留カードまたは特別永住者証明書を返納する必要があります。

また、故人の配偶者やお子さま等ご家族が外国籍の方の場合、死亡届から14日以内に出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。

受付窓口

- 東京出入国在留管理局 ☎0570-03-4259

3 マイナンバーカード (または個人番号通知カード) の返納

亡くなられた方の生命保険の手続き等でマイナンバーが必要になる場合があります。返納義務はありませんが、返納されたい場合は手続きが終了した後に下記受付窓口へお持ちください。

必要なもの

- 亡くなられた方のマイナンバーカード
(または個人番号通知カード)

受付窓口

- 戸籍住民サービス課 ☎03-5246-1164
- 各区民事務所・分室

期日

- なし

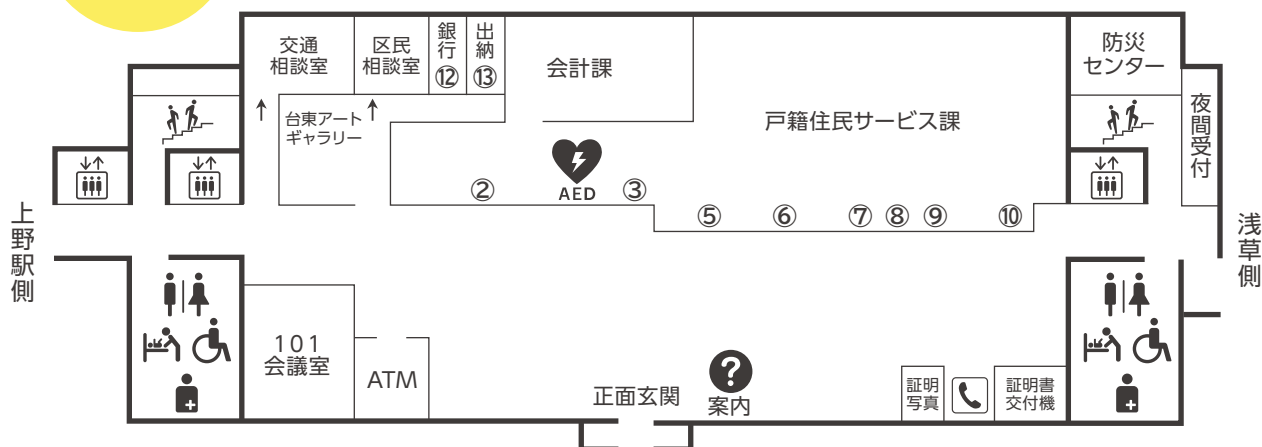
☎ 区民事務所連絡先

- 西部区民事務所
☎03(3876)2651
- 南部区民事務所
☎03(3842)2651
- 北部区民事務所
☎03(3876)2284
- 西部区民事務所谷中分室
☎03(3828)9291
- 北部区民事務所清川分室
☎03(3876)3566

1F

戸籍住民サービス課

1階案内図



課名

戸籍住民
サービス課

窓口番号・業務内容

- ⑤ マイナンバーカード
- ⑥ 世帯主変更
- ⑦ 住民票 (本人・同一世帯)、印鑑登録証明書、住民税証明書の受付
- ⑧ 戸籍証明書、住民票 (委任状、第三者請求、広域交付)、その他の証明書 (記載事項証明等) の受付
- ⑨ 証明交付
- ⑩ 戸籍届出

くらしの相談課
区民相談室

法律相談、専門相談、行政相談等 (詳しくはP30をご確認ください。)

保険に関する手続き

1 国民健康保険資格確認書等の返却・世帯主変更時の書替

国民健康保険にご加入の方が亡くなられた場合は、資格確認書等を国民健康保険課資格係もしくはお近くの区民事務所・同分室にご返却ください。

亡くなられた方が世帯主で、世帯主の変更があった場合は、ご家族の資格確認書の書き替えが必要です。これまでお使いの資格確認書をお持ちのうえ、下記受付窓口へお越しください。マイナ保険証のみをご利用の方は、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- これまでお使いの資格確認書等
- 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課資格係 ☎03-5246-1252
- 各区民事務所・分室 (P9参照)

期日

- 住民票上の世帯主変更の届出が終わりましたら速やかにお届けください。

3 国民健康保険料の納付

国民健康保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 国民健康保険課保険料係 ☎03-5246-1256

期日

- 速やかに

2 国民健康保険葬祭費の支給

国民健康保険にご加入の方が亡くなられた場合は、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費として7万円が支給されます。(社会保険から国民健康保険に切り替わった場合は、原則3ヶ月以上加入。)

必要なもの

- 会葬礼状または葬儀費用の領収書(亡くなられた方の名および喪主の名を確認するため)
- 死亡診断書の写し(住民票で死亡が確認できない場合)
- 振込先口座がわかるもの(喪主名義)
- 喪主の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎03-5246-1253

期日

- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

4 国民健康保険高額療養費の申請

国民健康保険に加入していて、亡くなられた方の高額療養費に未支給のものが残っている場合、相続人の方が支給対象となります。該当の有無については、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- 高額療養費支給申請書(お持ちの場合)
- 亡くなった方と相続人の関係が確認できる戸籍謄本等、相続権が確認できるもの(コピー可)
- 振込先口座がわかるもの(相続人名義)
- 相続人の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎03-5246-1253

期日

- 診療月の末日から2年以内

保険に関する手続き

5 後期高齢者医療資格確認書の返却

後期高齢者医療制度にご加入の方が亡くなられた場合は、後期高齢者医療資格確認書を下記受付窓口へご返却ください。

必要なもの

- 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書

受付窓口

- 国民健康保険課後期高齢者医療係
☎03-5246-1254

期日

- 医療機関での精算等が完了し、不要となりましたらご返却ください。

6 後期高齢者医療制度葬祭費の支給

後期高齢者医療制度にご加入の方が亡くなられた場合は、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費として7万円が支給されます。

必要なもの

- 会葬礼状または葬儀費用の領収書
（領収書は支払った方と亡くなられた方の
氏名が書かれているもの）
- 印鑑（スタンプ印は不可）
- 振込先口座がわかるもの（喪主名義）
- 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課後期高齢者医療係
☎03-5246-1254

期日

- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

7 後期高齢者医療制度に関する送付先変更の届出

亡くなられた方の後期高齢者医療制度に関するご案内は、原則として、その方の住所登録地へ送付します。送付先の変更を希望する場合は届出が必要です。

必要なもの

- 変更先の宛名と住所がわかる書類
（運転免許証等の公的機関が発行したもの）
- 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課後期高齢者医療係
☎03-5246-1254

期日

- 特になし
（亡くなられた方の住民登録が施設であった
場合は速やかにこの届出を行ってください。）

8 後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 国民健康保険課後期高齢者保険係
☎03-5246-1491

期日

- 速やかに

9 後期高齢者高額療養費の申請 高額介護合算療養費の申請

後期高齢者医療制度に加入していて、亡くなられた方の高額療養費や高額介護合算療養費に未支給のものが残っている場合、相続人の方が支給対象となります。該当の有無については、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- 亡くなられた方と相続人の関係が確認できる戸籍謄本等、相続権が確認できるもの（コピー可）
- 相続人の印鑑（スタンプ印は不可）
- 振込先口座がわかるもの（相続人名義）
- 相続人の本人確認書類

受付窓口

- 国民健康保険課後期高齢者医療係
☎03-5246-1254

期日

- 高額療養費…診療月の末日から2年以内
- 高額介護合算療養費…支給対象に該当する旨の通知が届いてから2年以内

MEMO

保険に関する手続き

10 介護保険被保険者証等の返却

介護保険被保険者証等の証書をお持ちの方が亡くなられた場合は、各証書をご返却ください。

必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）
- 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

受付窓口

- 介護保険課 ☎ 03-5246-1246

期日

- 介護サービス費用の精算等が終了し、介護保険被保険者証等が不要となりましたらご返却ください。

11 介護保険に関する送付先変更の届出

保険料に変更が生じる場合には、後日、亡くなられた被保険者の住所又は既に登録のある送付先に通知書等を送付します。別の住所への送付を希望する場合は、届出が必要です。

必要なもの

- 変更先の宛名と住所を確認できる書類（運転免許証等の公的機関が発行したもの）
- 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 介護保険課 ☎ 03-5246-1246

期日

- 速やかに

12 介護保険料の納付

介護保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 介護保険課 ☎ 03-5246-1246

期日

- 速やかに

13 高額介護（予防）サービス費等の支給申請

亡くなられた方が、介護保険サービスを利用し、自己負担額の上限を超えた額のうち、未申請がある場合、申請することにより相続人の方に支給されます。

必要なもの

- 申請書／確認書
- 亡くなられた方と申請者（相続人）の相続関係が確認できる戸籍謄本の写し等（コピー可）
- 相続人名義の銀行等の口座がわかるもの
- 相続人の本人確認書類

受付窓口

- 介護保険課 ☎ 03-5246-1249

期日

- 該当の給付事由が発生した月の翌月初日から2年以内

福祉に関する手続き

1 高齢者福祉サービスの廃止

次の②③の手続き以外は、区がお亡くなり的事实を確認し、受給しているサービスを廃止するため、申請不要です。ご不明な点がございましたら、下記受付窓口へご連絡ください。

必要なもの

- なし

受付窓口

- 高齢福祉課 ☎03-5246-1222・1224

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

2 高齢者民間緊急通報システムの利用廃止

利用者が亡くなられた場合は、利用廃止申請後、事業者が日程調整の上、自宅に設置した機器の撤去を行います。機器撤去を行うまで利用料金の負担があります。電話での廃止申請が可能ですので、下記受付窓口へご連絡ください。

必要なもの

- なし

受付窓口

- 高齢福祉課（電話による申請可）
☎03-5246-1222

期日

- 月毎に利用料が発生するためお早めに

3 高齢者位置確認システムの利用取消

利用者が亡くなられた場合は、システムの利用取消申請をするまで利用料金の負担があります。電話での利用取消申請が可能ですので、下記受付窓口へご連絡ください。

必要なもの

- なし

受付窓口

- 介護予防担当（電話による申請可）
☎03-5246-1225

期日

- 月毎に利用料が発生するためお早めに

4 身体障害者手帳の返還

身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、障害者手帳をご返還ください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード

受付窓口

- 障害福祉課 ☎03-5246-1202

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

福祉に関する手続き

5 愛の手帳の返還

愛の手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、愛の手帳をご返還ください。

必要なもの

- 愛の手帳

受付窓口

- 障害福祉課 ☎03-5246-1202

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

6 福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証の返還

福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合は、受給者証をご返還ください。

必要なもの

- 福祉サービス受給者証
- 地域生活支援サービス受給者証

受付窓口

- 障害福祉課 ☎03-5246-1202

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

7 マル障受給者証・自立支援医療受給者証(更生医療)の返還

マル障受給者証・自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの方が亡くなられた場合は、受給者証をご返還ください。

必要なもの

- マル障受給者証
- 自立支援医療受給者証(更生医療)

受付窓口

- 障害福祉課 ☎03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

8 未使用タクシー券の返還

福祉タクシー券の交付を受けている方が亡くなられた場合は、未使用タクシー券をご返還ください。

必要なもの

- 未使用タクシー券

受付窓口

- 障害福祉課 ☎03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

福祉に関する手続き

9 心身障害者福祉手当の異動届

心身障害者福祉手当の受給者が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

10 特別障害者手当の異動届

特別障害者手当の受給者が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

11 障害児福祉手当の異動届

障害児福祉手当の受給者が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

12 難病患者福祉手当の異動届

難病患者福祉手当の受給者が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

福祉に関する手続き

13 自動車燃料費助成の異動届

自動車燃料費助成を受けている方が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

14 その他障害者向けサービスを受けている場合

その他障害者サービスを受けている方が亡くなられた場合は変更届の提出が必要となります。詳しくは、下記受付窓口へご連絡ください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

15 自立支援医療受給者証 (精神通院)・精神障害者 保健福祉手帳の返却

自立支援医療受給者証(精神通院)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、受給者証をご返却ください。

必要なもの

- 自立支援医療受給者証
- 精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 台東保健所 保健予防課 ☎ 03-3847-9405

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

16 福祉サービス受給者証・ マル障受給者証等の返却

福祉サービス受給者証・マル障受給者証等をお持ちの方が亡くなられた場合は、各種受給者証をご返却ください。

必要なもの

- 福祉サービス受給者証
- マル障受給者証

受付窓口

- 台東保健所 保健予防課 ☎ 03-3847-9405

期日

- 死亡に関する手続きが終了したのち

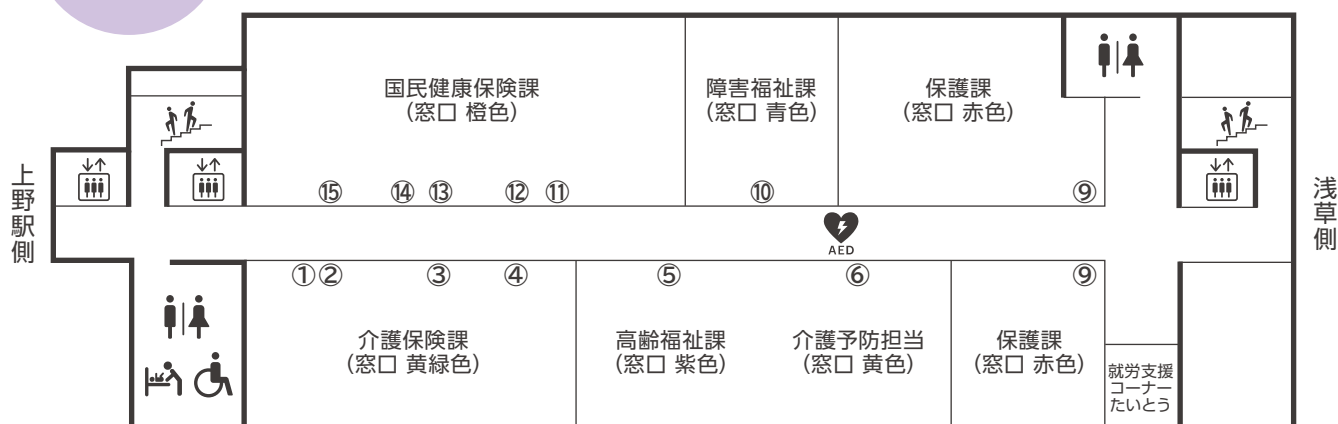
2F

介護保険課
障害福祉課

高齢福祉課
国民健康保険課

介護予防担当

2階
案内図



課名

窓口番号・業務内容

介護保険課

①②介護保険証等の返却、送付先変更届、介護保険料の納付
③高額介護（予防）サービス費等

高齢福祉課
介護予防担当

⑤高齢者福祉サービス、高齢者民間緊急通報システム
⑥高齢者位置確認システム

障害福祉課

⑩身体障害者手帳・愛の手帳・福祉サービス受給者証等の返還
マル障受給者証等の返還、心身障害者福祉手当等の届出

国民健康保険課

⑪国民健康保険料の納付
⑫国民健康保険資格確認書等
⑭国民健康保険高額療養費、葬祭費
⑮後期高齢者医療資格確認書、葬祭費、送付先変更届、
後期高齢医療保険料の納付

住民税・年金等に関する手続き

1 住民税の相続(承継)の手続き

住民税は、1月1日に住民登録がある方に課税されます。

そのため、1月2日以降に亡くなられた場合は課税対象になります。

亡くなられた方の納税義務は、相続人に承継されます。法定相続人の方には「相続人についてのお尋ね」または、「納税通知書・納付書」を送付します。

詳しくは下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 税務課 ☎ 03-5246-1103・1104・1105

期日

- 相続人についてのお尋ね記載の回答期限まで

2 住民税、軽自動車税の納付 (未納がある場合)

住民税、軽自動車税の未納がある場合には、相続人の方に納付義務が生じます。

詳しくは下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- お問い合わせください。

受付窓口

- 収納課 ☎ 03-5246-1107

期日

- 速やかに

3 廃車・名義変更等の手続き

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、ミニカー及び小型特殊自動車の所有者等の方が亡くなられた場合には、廃車や名義変更等の手続きが必要です。

必要なもの

- ナンバープレート
- 標識交付証明書(ない場合は省略可)
- 亡くなられた方(納税義務者)と申請者(法定相続人)の関係が確認できる戸籍謄本(被相続人の死亡日以降のもの)の写し
- 標識弁償金
(ナンバープレートを返納できない場合)
- 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 税務課 ☎ 03-5246-1101

期日

- 速やかに

※左記以外のバイク・軽自動車・普通自動車の
変更手続きは区役所外の対応になります。
下記を参照に各窓口へお問い合わせください。

軽四輪車を持っている方

受付窓口

軽自動車検査協会 足立支所
住所: 〒120-0047 東京都足立区宮城1-24-20
☎ 050-3816-3102

126cc以上のバイク・ 普通自動車を持っている方

受付窓口

東京運輸支局
足立自動車検査登録事務所
住所: 〒120-0062 東京都足立区南花畑5-12-1
☎ 050-5540-2031

自動車税の申告・納付

受付窓口

都税総合事務センター自動車税課
(東京都自動車税コールセンター)
住所: 〒176-8517 東京都練馬区豊玉北6-13-10
☎ 03-3525-4066

住民税・年金等に関する手続き

4 年金受給状況の確認

亡くなられた方が年金受給をしていたかわからない場合、下記の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

- ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- 日本年金機構上野年金事務所
☎ 03-3824-2511
(音声案内「1番」のあと「2番」)

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
(年金手帳や年金証書等)

6 年金を受給していて 亡くなられた方の手続き

年金受給状況やご遺族との関係により、給付が受けられる場合があります。必要な手続きが異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

- ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- 日本年金機構上野年金事務所
☎ 03-3824-2511
(音声案内「1番」のあと「2番」)

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
(年金手帳や年金証書等)
- 来庁者の本人確認書類
- 手続き内容により必要書類が異なります。
電話確認時に説明があります。
(請求者の個人番号確認書類、請求者名義の普通預金通帳、戸籍謄本、死亡診断書、除票等)

受付窓口

- 日本年金機構上野年金事務所
- 区民課国民年金係 ☎ 03-5246-1262
※手続き内容により受付窓口が異なります。

期日

- 年金により異なります。

5 年金を受給せずに 亡くなられた方の手続き

年金の加入状況やご遺族との関係により、給付が受けられる場合があります。必要な手続きが異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

- ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- 日本年金機構上野年金事務所
☎ 03-3824-2511
(音声案内「1番」のあと「2番」)

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
(年金手帳や基礎年金番号通知書等)
- 来庁者の本人確認書類
- 手続き内容により必要書類が異なります。
電話確認時に説明があります。
(請求者の個人番号確認書類、請求者名義の普通預金通帳、戸籍謄本、死亡診断書、除票等)

受付窓口

- 日本年金機構上野年金事務所
- 区民課国民年金係 ☎ 03-5246-1262
※手続き内容により受付窓口が異なります。

期日

- 年金により異なります。

7 厚生年金・ 共済年金全般の確認

亡くなられた方の厚生年金・共済年金について確認される場合、下記の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

- ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- 日本年金機構上野年金事務所
☎ 03-3824-2511 (音声案内「1番」のあと「2番」)
- 各共済組合 (亡くなられた方の勤め先)

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
(年金手帳や年金証書等)

期日

- 年金により異なります。

住民税・年金等に関する手続き

8 区民葬儀券の請求

区民葬儀は、祭壇料金・霊柩車運送料金・火葬料金・遺骨収納容器代を、特別区統一の協定料金でご利用いただけます。区では、区民葬儀取扱指定店(葬儀店)を紹介しています。

区民葬儀をご希望の方は、死亡届を提出する際に戸籍住民サービス課または庁舎夜間休日受付窓口にて、区民葬儀券を請求してください。

葬儀内容や料金の詳細、申込みについては区民葬儀取扱指定店へ直接お問い合わせください。

※区民葬儀は取扱指定店以外ではご利用いただけません。

問い合わせ先

- 福祉課福祉振興係
☎ 03-5246-1172



9 区民葬儀助成金の請求

区民葬儀を利用した方のうち、特別区が指定する民間火葬場(町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場)を利用した方に対して、助成金が支給されます。

申請は窓口または郵送で受け付けております。代理申請の場合は必要な書類が異なります。詳しくは下記受付窓口へお問い合わせください。

必要なもの

- 助成金交付申請書兼請求書
- 葬儀社が発行した領収書の写し(利用した区民葬儀の種別がわかるもの)
- 上記の火葬場が発行した明細書及び領収書の写し(宛名が申請者のフルネームのもの)
- 申請者の本人確認書類
- 申請者名義の振込金融機関名・口座番号が分かるものの写し

受付窓口

- 福祉課福祉振興係
☎ 03-5246-1172

期日

- 火葬を執り行った日の翌日から2年間



10 犯罪被害者等支援のご案内

犯罪被害者のご遺族の方へ

区役所での必要な手続きなどをご案内します。また、状況に応じて、国や都の犯罪被害者等支援の専門機関へお繋ぎします。下記受付窓口へ気軽にご連絡ください。

受付窓口

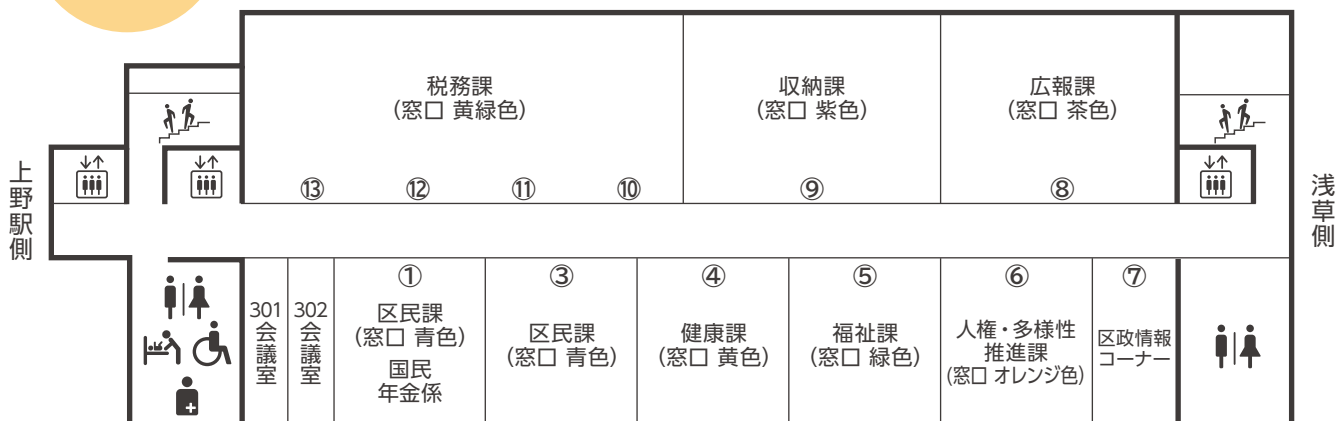
- 犯罪被害者等支援総合的対応窓口
(台東区人権・多様性推進課人権担当)
☎ 03-5246-1116



3F

区民課国民年金係 福祉課
人権・多様性推進課 収納課 税務課

3階
案内図



課名

窓口番号・業務内容

区民課
国民年金係

① 国民年金の手続き

福祉課

⑤ 区民葬儀・助成制度

人権・多様性
推進課

⑥ 犯罪被害者等支援の案内

収納課

⑨ 住民税、軽自動車税の納付

税務課

⑩ 原付・ミニカー・小型特殊等の登録・廃車・名義変更
⑪ ⑫ ⑬ 住民税の申告受付

住宅に関する手続き

1 都営住宅世帯員の変更届

都営住宅にお住まいの方が亡くなられた場合の手続きです。

必要なもの

- 受付窓口にご確認ください。

受付窓口

- 東京都住宅供給公社 お客さまセンター
☎0570-03-0071

期日

- 受付窓口にご確認ください。

2 台東区高齢者住宅(シルバーピア)の返還・使用承継許可の申請

高齢者住宅(シルバーピア)にお住まいの方が亡くなられた場合の手続きです。

必要なもの

- 亡くなられた方と申請者との関係が確認できる戸籍謄本の写し(コピー可)
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

- 住宅課 ☎03-5246-1213

期日

- 速やかに

3 従前居住者用住宅(コンフォール根岸)の返還・使用権承継許可の申請・世帯主の変更届

従前居住者用住宅(コンフォール根岸)にお住まいの方が亡くなられた場合の手続きです。

必要なもの

- 亡くなられた方と申請者との関係が確認できる戸籍謄本の写し(コピー可)
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

- 住宅課 ☎03-5246-1213

期日

- 速やかに

5F

住宅課

5階
案内図



課名

住宅課

窓口番号・業務内容

⑩ 高齢者住宅 (シルバーピア)
従前居住者用住宅 (コンフォール根岸)

住宅

子育て・育児に関する手続き

1 児童手当の消滅届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者または対象児童が亡くなった場合、消滅届の提出が必要です。

児童手当の受給者が亡くなった場合、亡くなった月までの児童手当は、支給対象児童に支払われますので、手続きが必要です。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー
- 申請者の健康保険の加入状況が確認できるもの
※共済組合加入者のみ（資格確認書、資格情報のお知らせのコピー等）

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに（受給者が亡くなった日の翌日から15日以内に請求がない場合、手当を受けられない月が生じることがあります。）

2 児童扶養手当の消滅届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者または対象児童が亡くなった場合、消滅届の提出が必要です。

児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、亡くなった月までの児童扶養手当は、支給対象児童に支払われますので、手続きが必要です。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー
- 申請者・児童の戸籍謄本

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに

3 児童育成手当の消滅届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者または対象児童が亡くなった場合、消滅届の提出が必要です。

児童育成手当の受給者が亡くなった場合、亡くなった月までの児童育成手当は、支給対象児童に支払われますので、手続きが必要です。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー
- 申請者・児童の戸籍謄本

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに

4 特別児童扶養手当の資格喪失届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者または対象児童が亡くなった場合、資格喪失届の提出が必要です。

特別児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、亡くなった月までの特別児童扶養手当は、支給対象児童に支払われますので、手続きが必要です。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー
- 特定書式の診断書
- 身体障害者手帳もしくは愛の手帳（お持ちの方のみ）

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに

子育て・育児に関する手続き

5 子ども医療費助成の消滅届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者（保護者）または対象児童が亡くなった場合、消滅届の提出が必要です。

子ども医療費助成の受給者が亡くなった場合、亡くなった日までの医療費助成が受けられます。

新たに受給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 健康保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせのコピー等）

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに

6 ひとり親家庭等医療費助成の消滅届の提出 新たに受給者となる方の申請書の提出

受給者（保護者）または対象児童が亡くなった場合、消滅届の提出が必要です。

ひとり親家庭等医療費助成の受給者が亡くなった場合、亡くなった日までの医療費助成が受けられます。

新たに受給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。

必要なもの

【新規認定請求】

- 申請者・児童の健康保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせのコピー等）
- 申請者・児童の戸籍謄本

受付窓口

- 子育て支援課 ☎ 03-5246-1232

期日

- 速やかに

大切な方を亡くされた方には「眠れない」など、こころと体に様々な変化が現れることがあります。お一人で乗り越えるのが辛いとき、ご相談できる窓口があります。下記までお気軽にご連絡ください。

台東保健所 保健予防課 精神保健担当 ☎ 03-3847-9405



● 赤ちゃんを亡くされた方

大切な我が子と別れた悲しみを癒すためには、同じような体験をされた方と話したり、専門家のアドバイスが必要な時もあります。台東区では浅草保健相談センターおよび台東保健所にて、保健師による相談を行っております。

出産後の方は、産後の心身をケア・サポートする「産後ケア事業」をご利用いただけます。また、胎児の心拍が確認できた後の流産・死産は「妊婦のための支援給付」の支給対象となります。妊娠12週（85日）以降の流産・死産の場合は「出産費用助成」の対象となります。

詳しくは、台東区公式ホームページをご覧ください。



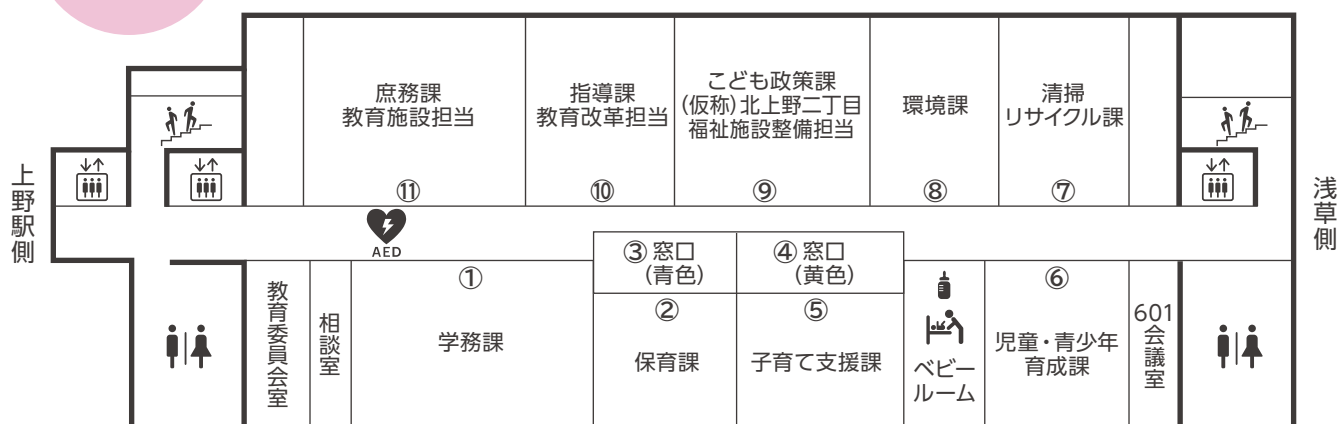
相談 窓口

- 浅草保健相談センター 保健指導担当 …… ☎ 03-3844-8172
- 台東保健所 保健サービス課 保健指導担当 …… ☎ 03-3847-9497
- 妊婦のための支援給付等のお問合せ
浅草保健相談センター 庶務担当 …… ☎ 03-3844-8171

6F

子育て支援課

6階 案内図



課名

子育て支援課

窓口番号・業務内容

⑤児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当、
子ども医療費助成、ひとり親家庭施策（医療費助成等）

手続きは④窓口で行います

その他の手続き

1 籍（名簿）登録抹消（消除）の申請

医師・歯科医師・臨床検査技師・衛生検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・保健師・助産師・看護師・准看護師・薬剤師の免許証をお持ちの方が亡くなられた場合の手続きです。

必要なもの

- 申請者の本人確認書類
- 資格免許証（原本）
- 死亡診断書又は死体検案書若しくは戸籍抄（謄）本

受付窓口

- 台東保健所 生活衛生課 ☎ 03-3847-9416

期日

- 原則、死亡から30日以内

MEMO

各種専門家による相談窓口

相続等に関する相談について

弁護士や司法書士などの専門家による無料の相談窓口を設けております。
ご相談される方が台東区に在住・在勤・在学の場合にご利用になれます。
事前にご予約の上、ご利用ください。詳しくは台東区公式ホームページをご覧ください。

● 相談時間：30分間

法律相談

〔相談員：弁護士〕

相談日 毎週 月・水・金 13時から16時

相談内容 遺産分割、遺言・遺留分、相続放棄、借地借家、金銭貸借など法律問題全般

司法書士による法律相談

〔相談員：司法書士〕

相談日 第1・3火曜日 13時から16時 / 第4木曜日 9時から12時

相談内容 相続による不動産等の名義変更など登記手続きに関する事など

不動産相談

〔相談員：宅地建物取引士〕

相談日 第2・4火曜日 13時から16時

相談内容 土地や建物の売買・賃貸・管理に関する事など

測量・登記相談

〔相談員：土地家屋調査士〕

相談日 第2・4火曜日 13時から16時

相談内容 土地の境界確認に伴う調査・測量、登記簿上の分筆（1つの土地を複数に分けること）・地目変更など

行政許認可手続相談

〔相談員：行政書士〕

相談日 第2木曜日 13時から16時

相談内容 権利義務・事実証明に関する交渉を伴わない書類（遺産分割協議書・各種契約書など）の作成、許認可申請手続きなどに関する事

社会保険労働問題相談

〔相談員：社会保険労務士〕

相談日 第3木曜日 13時から16時

相談内容 各種年金・健康保険に関する事、労働問題などに関する事

くらしの相談課区民相談室 ☎ 03-5246-1025



その他

3 その他の問い合わせ先

固定資産税  台東都税事務所 ☎03-3841-1271	不動産名義変更・登記に関する相談  東京法務局台東出張所 ☎03-3831-0625 登記電話案内室 ☎03-5318-0261	所得税、相続税支払い  東京上野税務署 ☎03-3821-9001 浅草税務署 ☎03-3862-7111
運転免許証返納  上野警察署 ☎03-3847-0110 下谷警察署 ☎03-3872-0110 浅草警察署 ☎03-3871-0110 蔵前警察署 ☎03-3864-0110	パスポート返納  東京都パスポート 電話案内センター ☎03-5908-0400	在留カード・特別永住者証明書(外国人住民) 返納  東京出入国在留管理局 ☎0570-03-4259
シルバーパス返還  東京バス協会 ☎03-5308-6950	国民年金基金 企業年金  契約している各連合会	年金の問合せ  上野年金事務所 (日本年金機構) ☎03-3824-2511
社会保険・共済組合等 埋葬料の請求  亡くなられた方の勤務先	簡易保険保険金の 請求等・生命保険 保険金の請求等  郵便局・ 契約している保険会社	各金融機関 名義変更・解約等  契約している各金融機関・ 郵便局
クレジットカード退会  契約しているクレジット会社	水道名義変更・解約  水道局お客さまセンター (23区) ☎0570-091-100	電気・ガス・NHK 名義変更・解約  電気・ガス・NHK各社
電話・携帯電話 名義変更・解約  各電話・携帯電話会社	インターネット回線・ サービスプロバイダー 名義変更・解約  各回線・ サービスプロバイダー会社	森林の所有者 森林の土地の所有者届出  相続した森林の土地がある 区市町村

MEMO

相続手続きとは

- 相続とは、亡くなられた方の財産(すべての権利や義務)を特定の方が引き継ぐことをいいます。
亡くなられた方を「被相続人」、財産を引き継ぐ方を「相続人」といいます。
※次ページにある相続関係図をご活用ください。
- 相続人の確定や相続手続きのため、戸籍謄本、住民票及び印鑑登録証明書が必要になる場合があります。
※戸籍謄本や住民票については、「戸籍謄本・住民票(除票)について」(P35)をご確認ください。
※相続のための便利な制度があります。「法定相続情報証明制度」(P42)をご確認ください。

相続放棄及び限定承認

- 被相続人の権利や義務の一切を引き継がず放棄することを「相続放棄」といいます。
- 限度付きの相続を行うことを「限定承認」といいます。
いずれの手続きも、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。
※3か月以内に決められない場合には、「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の申し立てを行いましょう。
詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

問い合わせ先 東京家庭裁判所 ☎ 03-3502-8331

遺言の確認

- 遺言の有無や内容によって相続の手続きは変わるため、まずは、遺言書の有無を確認しましょう。
- 公正証書遺言以外の形式(自筆証書遺言等)で遺言が残されていた場合は、家庭裁判所に遺言書を提出し、検認の手続きが必要です。(法務局で保管されている場合は不要)

問い合わせ先 東京家庭裁判所 ☎ 03-3502-8331

相続税

- 相続税には、基礎控除額が設定されています。相続財産が基礎控除額を超えた場合、相続税の申告・納税が必要です。(詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。)

問い合わせ先 東京上野税務署 ☎ 03-3821-9001 浅草税務署 ☎ 03-3862-7111

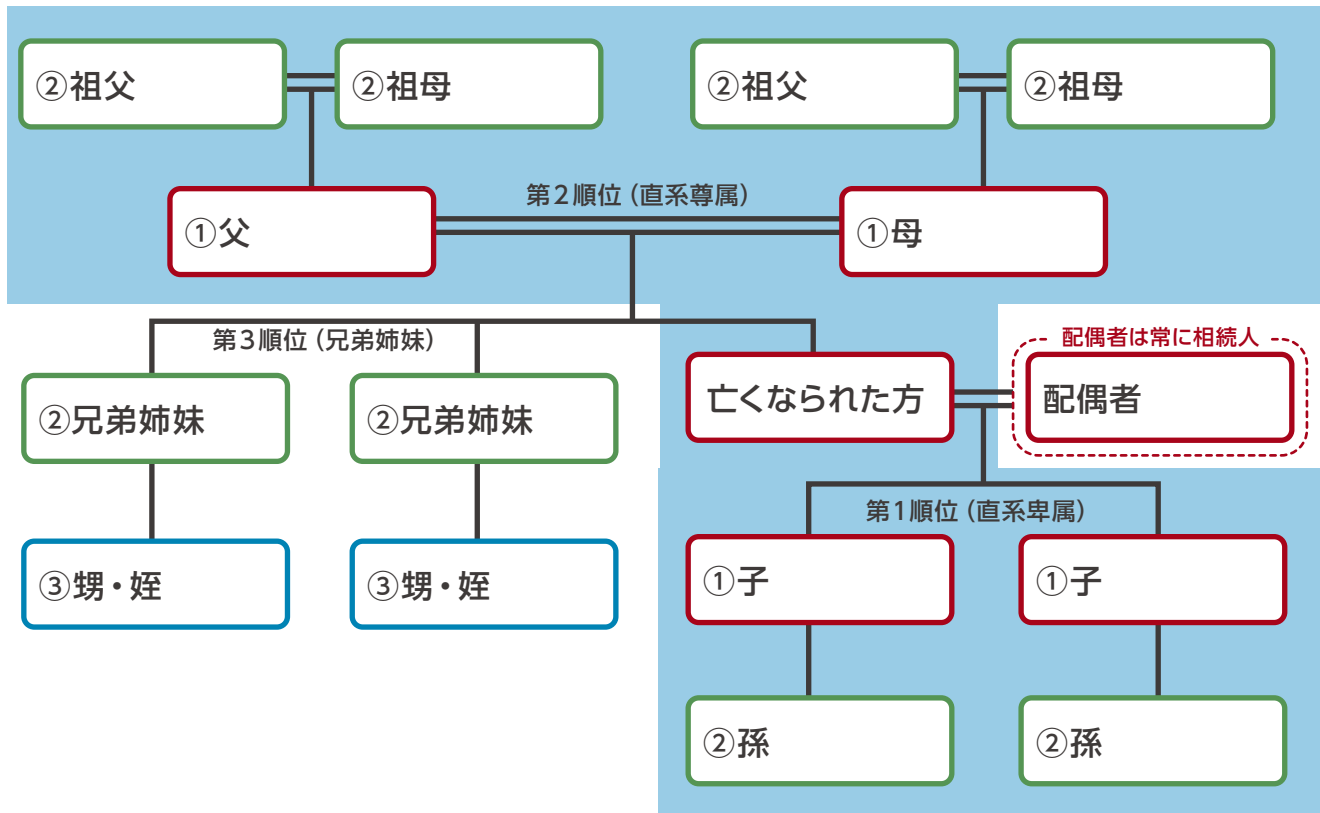
相続登記

- 不動産を所有していた方が亡くなられた場合、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する相続登記の手続きが必要です。
※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。(詳しくは法務省ホームページをご確認ください。)
- 3か月以内に不動産登記簿の名義変更ができない場合には、土地・建物の所在する区にある都税事務所へ現所有者申告書をご提出ください。なお、亡くなられた年の納税義務は、原則として、相続人の方に引き継がれます。

問い合わせ先 東京法務局台東出張所 ☎ 03-3831-0625 登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261

相続関係図

相続手続きを行うときに、どのような親族関係か問われる場合があります。
※下記関係図をご活用ください。



● 数字は親等を示します。

第1親等は父・母・子です。

第2親等は祖父母・孫・兄弟姉妹です。

第3親等はおじ・おば・甥・姪・曾祖父母・曾孫です。

● は直系親族です。

配偶者及び直系親族は、委任状がなくても、戸籍に関する証明を請求できます。

各種手続きを行う中で、亡くなられた方の戸籍謄本や住民票(除票)を求められることがあります。戸籍謄本等は原則として本籍地の自治体での交付、住民票(除票)は住民登録地の自治体での交付となります。

なお、戸籍謄本等は令和6年3月から本籍地以外の自治体でも交付可能となりましたが、一部制限等がありますので、事前に取得先の自治体にお問い合わせください。

■ おくやみコーナー利用時の注意点

- ・ 予約日までに亡くなられた方の戸籍謄本への死亡記載が完了せず、当日証明書を交付できないことがあります。
- ・ 出生から死亡までなどの戸籍を取得する場合、証明書のお渡しが後日となる場合があります。

■ 亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要となった

※死亡が反映された戸籍証明書(台東区本籍)の交付には、台東区に死亡届を出した場合には2週間程度、他の区市町村に出した場合はさらにお時間がかかりますのでご注意ください。

本籍が台東区の戸籍証明書を請求する場合

● 請求できる方

亡くなられた方と同一戸籍の方、配偶者、直系の親族(父母、祖父母、子、孫等)、相続人

● 必要なもの

来庁者の本人確認書類

※関係性が確認できる戸籍などの資料や、委任状が必要になる場合があります。

詳細は事前にお問い合わせください。

※郵送請求等については、次のページの二次元コードよりご確認ください。

本籍が台東区以外の戸籍証明書を請求する場合 (戸籍の広域交付)

広域交付で請求する場合は、現在の戸籍謄本（全部事項証明書）など単一の戸籍以外の、出生から死亡までなどの連続した戸籍については、原則後日交付になります。交付までの期間や受付方法、受付時間については変更となる場合がありますので、詳しくは下記の二次元コードよりご確認くださいか、お問い合わせください。

なお、広域交付は窓口のみでのお取り扱いになります。また、一部対象外となっている証明書がありますのでご注意ください。

● 請求できる方

亡くなられた方と同一戸籍の方、配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫等）

● 必要なもの

来庁者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証などの官公署発行の顔写真付身分証明書に限る)



◀ 請求方法等についてはこちら



◀ 広域交付についてはこちら

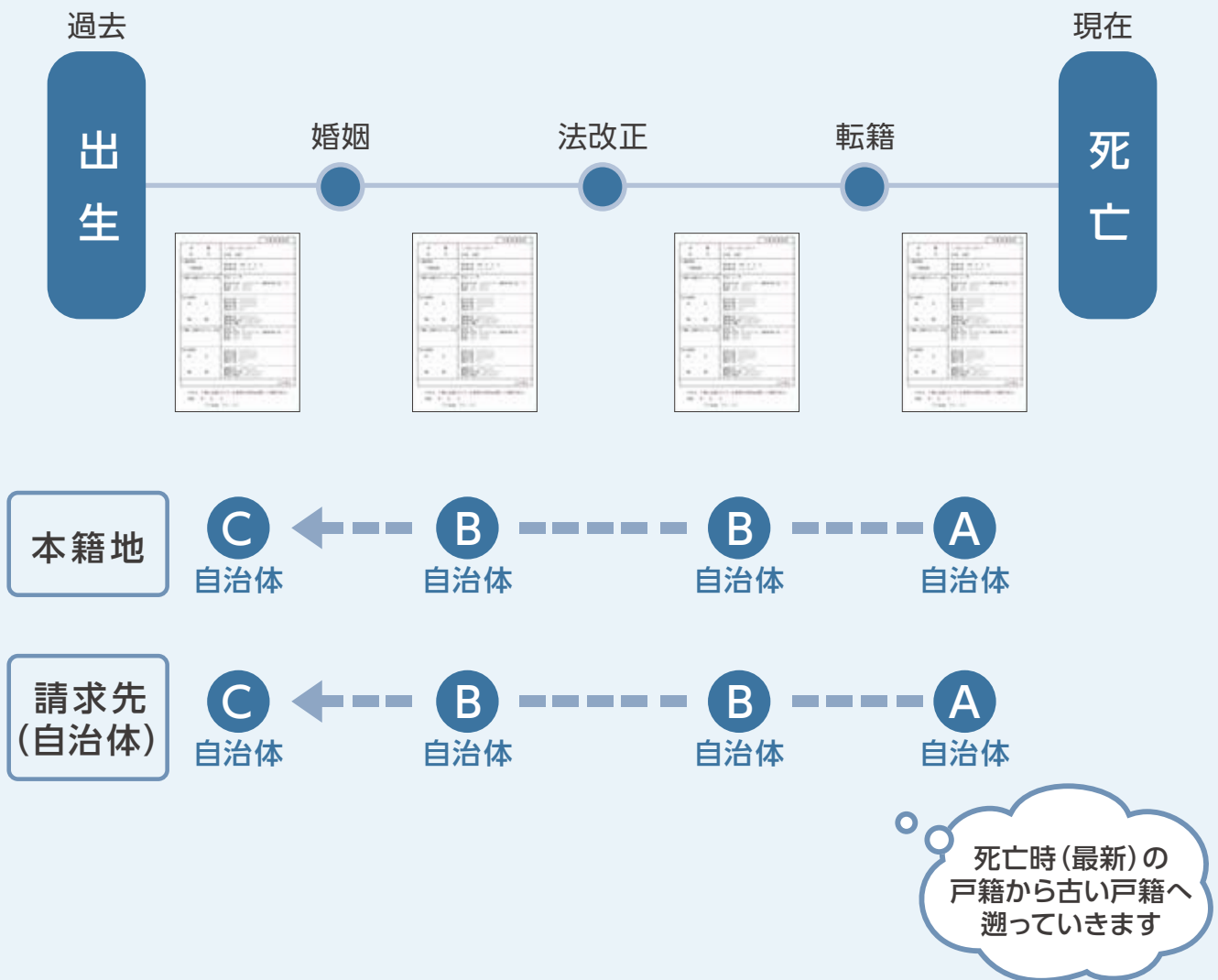
出生から死亡までの戸籍の取得の仕方について

相続手続きの際、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍謄本等の提出を求められることがあります。

出生から死亡までの戸籍を取得する場合、はじめに最新の戸籍を取得し、古いものへと順々に遡っていくことが一般的です。戸籍は婚姻や転籍、法改正に伴う改製により、複数の戸籍が存在する可能性があります。

本籍地をいくつか異動している場合は、各自治体に戸籍謄本等を請求する方法と「広域交付」という制度を利用することにより、一つの自治体でまとめて請求する方法があります。

広域交付は各自治体により運用が異なりますので、ご注意ください。台東区で広域交付を利用する場合は、36ページ記載の二次元コードより詳細をご確認ください。



亡くなられた方の住民票（除票）が必要になった

※ 死亡届を提出すると、提出先の自治体から住民登録地へ通知されます。
その通知により住民票に死亡の記載をするため、死亡届の提出から住民票に死亡の記載がされるまでは、1～2週間程度かかりますのでご注意ください。

● 請求できる方

相続人等

● 必要なもの

- ・ 来庁者の本人確認書類
- ・ 亡くなられた方との関係が分かるもの（戸籍謄本の写しなど）
- ・ 請求理由が分かるもの（請求者あての除票の提出を求める文書など）

問い合わせ

戸籍住民サービス課証明担当 ☎ 03-5246-1163

各種手続きにより手続きをできる方(申請者)が決まっています。
申請者(ご遺族の代表者や法定相続人など)が窓口に来所できない場合は、代理人(委任状を持参)が手続きができる場合があります。

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。

※委任内容によってはご希望の手続きができない場合がありますので、予めご了承ください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※次ページの様式を切り取ってそのまま委任状として使用することができます。
必要な際はご活用ください。

記入例	
委任状 (戸籍証明用)	
令和 8 年 8 月 1 日 (作成日)	
台東区長あて	
委任者 (本人) 氏名 (自署)	台東 太郎
※氏名は必ず委任者本人が自署してください。ワープロ入力は不可	
住所	東京都台東区東上野4-5-6-1001
電話番号	03-5246-1111
私 (委任者) は、次の者 (代理人)	※代理人は個人の氏名・住所で記入してください。 法人としての所在地や役職・肩書は記入しないでください。
氏名	浅草 花子
住所	東京都台東区東上野8-8-8-1002
を代理人と定め、下記の内容の戸籍証明書について、交付申請及び受領の権限を委任します。	
①取得を委任する戸籍の本籍地番：台東区 東上野 4 丁目 5 番・番地	
※地番に誤りがある場合は交付できません	
②必要部数：(3) 通	
※必ず必要部数を記入してください。記載がない場合は1通のみとなります。	
③委任する内容 (必ず何を委任するか記入してください。未記入の場合は交付できません)	
※ さんの部分は対象者の氏名を記入してください。	
私の父である台東 一郎 さんの 生まれた時 から 死亡する までの連続した戸籍謄本	
私 台東 太郎 さんと 私の父 台東 一郎 さんの関係を証明できる戸籍謄本	
私 台東 太郎 さんの現在の戸籍謄本 (全部事項証明書)	
私の父である台東 一郎 さんの死亡が記載された戸籍謄本	
私 台東 太郎 さんの附票 (全員・個人) { 本籍地・筆頭者を ☒ 記載する ☐ 記載しない 在外選挙事項を ☐ 記載する ☒ 記載しない	
※附票を請求される方は、本籍地・筆頭者及び在外選挙事項が必要な場合は ☐ にチェック ☒ を入れてください。入っていない場合は省略での交付となります。	
その他： 私 台東太郎の現在の戸籍抄本 (個人事項証明書) 及び身分証明書の交付 について	
注：内容が白紙の状態で、窓口で代理人が記入することは認められません。すべて委任者了承のもと、あらかじめ作成の上申請してください。	
不備があると、発行できませんのでご注意ください。本籍地番が不明な場合も発行できません。	
委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。	
委任行為・内容について、委任者に確認をする場合があります。	

それぞれの記入例を参考に作成してください。
不明な場合は必ず事前にご相談ください。

個人情報を守るため、委任行為の確認と窓口での本人確認を厳格にさせていただいております。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

委任状（戸籍証明用）

令和 年 月 日（作成日）

台東区長あて

委任者（本人）氏名（自署） 印（シャチハタ不可）

※氏名は必ず委任者本人が自署してください。ワープロ入力は不可

住所

電話番号

私（委任者）は、次の者（代理人）

※代理人は個人の氏名・住所で記入してください。
法人としての所在地や役職・肩書は記入しないでください。

氏名

住所

を代理人と定め、下記の内容の戸籍証明書について、交付申請及び受領の権限を委任します。

①取得を委任する戸籍の本籍地番：台東区 丁目 番・番地

※地番に誤りがある場合は交付できません

②必要部数：（ ）通

※必ず必要部数を記入してください。記載がない場合は1通のみとなります。

③委任する内容（必ず何を委任するか記入してください。未記入の場合は交付できません）

※ さんの部分は対象者の氏名を記入してください。

さんの から までの連続した戸籍謄本

さんと さんの関係を証明できる戸籍謄本

さんの現在の戸籍謄本（全部事項証明書）

さんの死亡が記載された戸籍謄本

さんの附票（全員・個人）

本籍地・筆頭者を	☐ 記載する	☐ 記載しない
在外選挙人事項を	☐ 記載する	☐ 記載しない

※附票を請求される方は、本籍地・筆頭者及び在外選挙人事項が必要な場合は□にチェック☑を入れてください。入っていない場合は省略での交付となります。

その他： について

注：内容が白紙の状態で、窓口で代理人が記入することは認められません。すべて委任者了承のもと、あらかじめ作成の上申請してください。

不備があると、発行できませんのでご注意ください。本籍地番が不明な場合も発行できません。

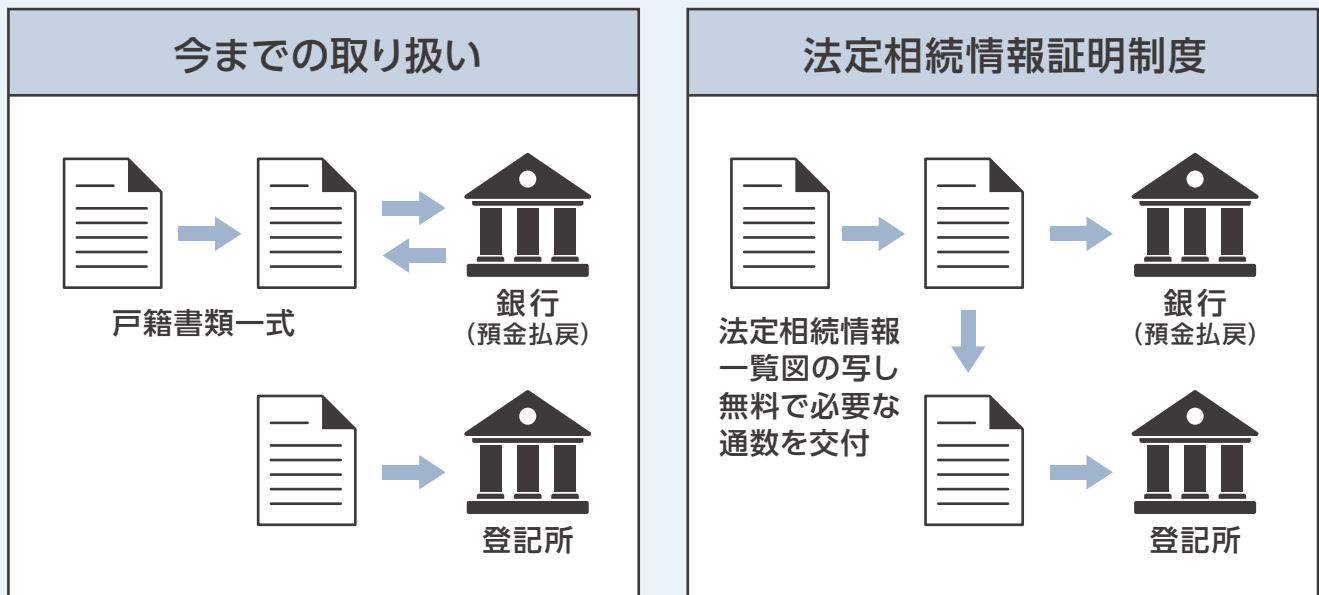
委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。

委任行為・内容について、委任者に確認をする場合があります。

本制度は、相続人から相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸除籍謄本等の束を登記所に提出していただき、一覧図の内容が民法に定められた相続関係と合致していることを登記官が確認した上で、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するというものです。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります^{※1}。

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照合ください。



法定相続情報証明制度の具体的な手続きは、次のとおりです。

STEP 1

1. 戸除籍謄本等を収集
2. 法定相続情報一覧図の作成
3. 申出書を記載し、戸籍謄本と法定相続情報一覧図を添付して登記所に申出

STEP 2

1. 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付
3. 戸除籍謄本等の返却

STEP 3

各種の相続手続きへの利用

問い合わせ

東京法務局台東出張所

〒110-8561 東京都台東区台東1-26-2

☎03-3831-0625

法定相続情報一覧図 記入例

被相続人 台東 太郎 法定相続情報

最後の住所

○県○市○町○番地

最後の本籍

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 令和○年○月○日

(被相続人)

台東 太郎

住所

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(長男)

台東 一郎 (申出人)

住所

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(長女)

台東 優子

住所

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(妻)

台東 花子

住所

○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

(二男)

台東 二郎

以下余白

作成日：令和○年○月○日

作成者：○県○市○町○番地

氏名 ○○ ○○

MEMO

MEMO



図 書 登 録・令和8年度登録第13号
発行／制作・令和8年8月
台東区 区民部 戸籍住民サービス課